

基準総則・
市街地部会

風力発電装置

建築基準法第2条第1号、建築基準法施行令第138条第1項、平成23年国土交通省告示第1002号第3号
電気事業法第2条第1項第16号

風力発電装置の取扱いについて

平成27年春期部会

敷地内に自立して設置する「風力発電設備」については、法第2条第1号に規定する建築物には該当しない。